

以下は、1982年に『ロンドン暮らしのハンドブック』を創刊以来、婦人会ハンドブック活動の中心メンバーだった森嶋瑤子による読者の皆様へのご挨拶です。このメッセージの想いを引き継ぎ、婦人会有志により活動を続けてきましたが、紙版の発行は2022年に終了いたしました。今回日本クラブ様のご厚意により、ウェブサイトへ公開させていただきます。

公開に先駆け、2024年12月現在のデータに基づき内容を更新しましたが、今後の更新はございません。このPDF版ハンドブックはあくまでも2024年12月現在の情報を記録した歴史的な記録に過ぎず、その内容の一部は将来、既に古い情報となっている可能性があるため、その正確性を保証できません。

従って、実際に行動をされる場合には、必ず公式情報などによって現在の状況を確認され、それに基づいてご自身で判断をされて行動されてください。

特にNHS制度、GP登録方法、処方箋、健診、学校の入学制度や申請方法、学期の仕組み、VFSによるビザ申請、滞在資格証明の取得手順、銀行の利用方法、税制、レート情報、コロナ禍以降の現金非対応店舗などの商習慣、各種届出の期限、大使館の業務などは常時変更されており、英国日本人婦人会および日本クラブは一切責任を負いかねますので、ご自身で必ず慎重な現状確認をお願いいたします。

またハンドブックに記載されている医療機関、学校、電話会社、不動産業者、食料品店、スーパー、オンラインショップ、その他の特定の機関や店舗などは既に存在していない可能性もありますこと、ご了承ください。

加えて、法律アドバイス、医療アドバイス、保険アドバイス、金融アドバイス、税務アドバイスを提供するものではなく、各分野の専門家のアドバイスを受けられることを強く推奨致します。

その旨どうぞご了承いただき、多くの皆様にご参考いただけることを願っております。

～英国日本婦人会ハンドブックチーム一同～

## はじめに

たとえ数年間でも生活の本拠をこの国に移して暮らす方に英国日本婦人会のメンバーの経験を役立てて頂ければ、という気持ちがこの小冊子を発刊する動機でした。1982年に手書き原稿のビロックスコピーで始った創刊号以来、5回の大改訂と増刷の際の数多くの小改訂により、目まぐるしく変化する情報やIT技術の目覚ましい進歩におくれないようにと努力を重ねて参りました。2001年の第4回大改訂でパソコン入力に切り替え、同時に表紙のデザインも一新しましたが、生活経験に基づいた細かい生活の知恵を盛り込んだ手引書という点は変わりありません。

情報の量は増す一方ですが、他方では日本語の情報紙書も種々ありまし、インターネットを使えば情報は手軽に、かつ自由に得られるようになりました。同時に他では得られないような生活情報がこの小冊子で得られるというのなら、この上ない喜びです。今後もご利用の皆様からのご批判やご提言を参考に、訂正や追加を怠らず、より使い易く役立つハンドブックに育てて行きたいと願っています。連絡は下記の婦人会のメールアドレスにお願いします。

日本人在住者の多いロンドンの事情に多くのページを割いていますが、基本的には英国生活の手引書でありますので、他の地域に在住の方々にも役立てて頂けると幸いです。

なおこのハンドブックに掲載されている商品名、商店名その他は純粋に皆様の便宜のための情報で、決して広告でも婦人会の推せんでも無いことを承知下さい。英国日本婦人会は正式登録された英国チャリティ法に基づくチャリティ団体で、ハンドブック出版は有志の会員によるボランティア活動の一つです。どうか無断でコピーをなさらないで下さい。



英国日本婦人会  
The Japanese Women's Association  
in Great Britain since 1956

英国日本婦人会  
(Charity No. 294386)  
jwahandbook@gmail.com

## ペット

英国へペットを持ち込む時は Pet Travel Scheme (PETS) に従う。EU 諸国とその他の国でこの規制の認定を受けた国(日本を含む)からの持込みは、規定条件を満たす限り 6 ヶ月の隔離 (Quarantine) が免除される。

### 1. 日本からペット(盲導犬、聴導犬も含む)を持ち込む時

英国への持ち込みはこちらのサイトで最新情報を確認。[www.gov.uk/take-pet-abroad](http://www.gov.uk/take-pet-abroad)

日本での輸出手続きに関することはこちらのサイトで確認。[www.maff.go.jp/aqs/](http://www.maff.go.jp/aqs/)

※ここでは主に、犬、猫、フェレットについての場合を紹介する。

- ① その動物が持ち込み可能な動物か、チェックする。  
 ※絶滅危惧種に指定されていないかにも注意する。(日本国外への持ち出し禁止、EU 圏内への持ち込み禁止など。) 危険とされている犬種(土佐犬を含む)でないか、犬種によっては、長距離航空に受付されない場合もある。
- ② ID 用のマイクロチップ埋め込みとその認識番号証明書
- ③ 狂犬病ワクチン接種(入国日の 21 日前までには接種が完了していること。)
- ④ 犬の場合はサナダムシ (Tapeworm) 等の駆除を入国日の 5 日～24 時間前までに完了。
- ⑤ ペットパスポート作成(ペットラベルドキュメント)  
 獣医による接種証明書他必要書類の作成

日本を出国するためには、動物検疫所において出国前に狂犬病(犬の場合は狂犬病とレプトスピラ症)についての検査及び輸出検疫証明書の交付を受ける。事前(出国 7 日前まで)に動物検疫所に連絡して、輸出検査申請書を提出するか、NACCS(動物検疫関連業務)にてインターネット経由で申請する。 [www.naccs.jp](http://www.naccs.jp)

日本以外の国からの持込みには上記の英国サイトで国別リストを調べ、必要処置・書類をそろえること。海外引越の運送会社の中には英国税関の手続きも代行している会社がある。

- ペットを貨物として輸送の場合、AWB (Air Way Bill) が必要なことから、AWB 作成のため輸送業者に依頼。ペット輸送について問い合わせる。
- 輸送用ケージの用意。ペットにあわせたゲージサイズについては航空会社にも要確認。
- 認可された経路でのフライトの手配(※英国へは航空貨物扱い(エアカーゴ)の別送方式でないと取り扱いができない。別国をへて英国に入国する場合はその国々で必要処置・書類が異なる場合があるので要注意。)
- 書類や処置不備などの理由でペットの入国が承認されなかった場合、最長 4 カ月間の係留検査対象になるが、その間の飼養費用は全て飼い主負担となる。

## 2. 日本に帰国する時（日本に輸入する時）

日本側の手続きは動物検疫所で最新の情報を確認すること。[www.maff.go.jp/aqs/](http://www.maff.go.jp/aqs/)英国を出国および日本に輸入する時の手続きは準備に時間がかかる。帰国時期が予めわかっている時は、ペットと一緒に帰国できるように逆算して準備をするとよい。

- ① マイクロチップの埋め込み(過去に入れているのであれば、それが現在のマイクロチップリーダーで読み取り可能かどうか要確認。)
- ② 狂犬病予防接種2回以上。(狂犬病予防接種の有効免疫期間が切れていると出国できないので注意する。)
- ③ 血液検査(狂犬病抗体価:検査で基準値を満たした日を待機1日目と数える)
- ④ 輸入前待機(狂犬病抗体価基準値を満たした日から180日間)
- ⑤ 事前届け出(日本到着の40日前までに)「動物の輸入に関する届出書」の様式を動物検疫所ホームページからダウンロードする。処置を行った英国の獣医が必要事項を記入したら、輸出国の政府の裏書(エンドースメント)を取得する。入手した様式に必要な事項を記入の上、到着予定の空港(港)を管轄する動物検疫所に FAX もしくは NACCS 経由により提出する。
- ⑥ 輸出前検査
- ⑦ 輸出国の証明書の獲得
- ⑧ 日本到着後の輸入検査

輸入検疫条件を満たしていない場合(書類や処置)は、動物検疫所の係留施設で、最長180日間の係留検査を受けることになる。ペットの負担にならないように、しっかり準備が必要。

## 3. その他

- 獣医 (Veterinarian/Vet) は近所の人などに聞いて、評判の良いところを選ぶ。予防接種をしたら予防接種記録帳へ記入してもらおうのを忘れずに。  
なお、ヨーロッパ諸国にあるペットパスポートは英国には存在しない。またヨーロッパで発行されたペットパスポートに英国の獣医は記入できない。
- ペットが行方不明になった時は、まずその地域の Animal Warden(アニマルワーデン) や獣医に連絡してみる。Animal Warden は [www.direct.gov.uk/en/index.htm](http://www.direct.gov.uk/en/index.htm) の Lost and Stray Dogs で探せる。Battersea Dogs' Home ([www.battersea.org.uk](http://www.battersea.org.uk)) に収容されている事もあるので(0843)5094444 で問い合わせしてみる。
- 動物の虐待を見たり聞いたりしたら、動物虐待防止協会 (RSPCA: [rspca.org.uk](http://rspca.org.uk)) の虐待防止センター(0300)1234 999 へ連絡する。
- ペットを連れて旅行に出る時に便利な本「Pet Friendly Places to Stay」AA 出版 ([shop.theaa.com](http://shop.theaa.com)) や英国ケンネルクラブ ([thekennelclub.org.uk](http://thekennelclub.org.uk)) からも同種の本が出版されている。
- ユーロスターにはペットは持ち込めないので注意。(障害者介助犬の場合は予約時に申し出ること)
- ペットの医療費をカバーするためのペット保険もある。獣医の診療費も安くはないし、手術となると千ポンドを超えることもあるので、ペットが健康な時に保険に加入しておくことを推奨する。